

岩手県告示第661号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち保健福祉部に係るもの（平成20年岩手県告示第251号）の一部を次のように改正する。

令和4年12月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	室課名	事業名
[略]		[略]	
子ども子育て支援室	婦人保護施設整備費補助、配偶者暴力被害者自立支援費補助、児童館等施設整備費補助、保育所等の複合化・多機能化推進事業費補助、認定こども園等環境整備費補助、認定こども園施設整備費補助、保育所等環境整備費補助、児童養護施設等整備費補助、地域子育て支援拠点整備費補助、保育士等資格取得支援事業費補助、保育体制強化事業費補助、保育士修学資金貸付等事業費補助、保育補助者雇用強化事業費補助、保育環境改善等事業費補助、医療的ケア児保育支援事業費補助、保育所等施設整備費補助、地域少子化対策重点推進事業費補助、結婚新生活支援事業費補助、児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費補助、子ども・子育て支援事業費補助、社会的養護従事者処遇改善事業費補助、児童養護施設等ICT化推進費補助、児童養護施設等衛生環境緊急確保事業費補助、いわて子育て世帯臨時特別支援金給付事業費補助、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業費補助、産後ケア利用促進事業費補助及び児童福祉施設災害復旧事業費補助	子ども子育て支援室	婦人保護施設整備費補助、配偶者暴力被害者自立支援費補助、児童館等施設整備費補助、保育所等の複合化・多機能化推進事業費補助、認定こども園等環境整備費補助、認定こども園施設整備費補助、保育所等環境整備費補助、児童養護施設等整備費補助、地域子育て支援拠点整備費補助、保育士等資格取得支援事業費補助、保育体制強化事業費補助、保育士修学資金貸付等事業費補助、保育補助者雇用強化事業費補助、保育環境改善等事業費補助、医療的ケア児保育支援事業費補助、保育所等施設整備費補助、地域少子化対策重点推進事業費補助、結婚新生活支援事業費補助、児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費補助、子ども・子育て支援事業費補助、社会的養護従事者処遇改善事業費補助、児童養護施設等ICT化推進費補助、児童養護施設等衛生環境緊急確保事業費補助、いわて子育て世帯臨時特別支援金給付事業費補助、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業費補助、産後ケア利用促進事業費補助、 <u>小児慢性特定疾病医療事務費補助</u> 及び児童福祉施設災害復旧事業費補助

備考 改正部分は、下線の部分である。